

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

羽咋市は、日本海に面した能登半島の付け根に位置し、古来より能登と加賀及び越中を結ぶ交通の要衝として発展してきた。

能登随一の穀倉地帯である邑知平野が市の中央部に広がり、海岸線は日本で唯一、波打ち際を8km余り車で走ることができる「千里浜なぎさドライブウェイ」が続く能登半島屈指の観光エリアとなっている。また、市内には由緒ある神社仏閣などが点在するなど、数多くの地域資源に恵まれている。

本市の人口は、昭和60年の28,789人を境に減少を続け、令和7年時点で19,585人と2万人を下回るほど減少しており、少子高齢化による人口減少時代を迎えるなかで、さらに令和6年能登半島地震の影響による人口流出により、市政運営は大変厳しい状況下に置かれている。

また、産業においては、繊維工業や電子部品をはじめとした製造業、卸・小売業、サービス業が市の雇用を支えているが、生産年齢人口の減少に伴い、人手不足や後継者不足等様々な問題に直面している。このような中、域内の中小企業の生産性を向上は急務であり、事業基盤の再構築と、有能な人材確保による企業の持続的発展に向けた取組みを支援していく必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、能登地域の中核都市として更に経済発展していくとともに、奥能登復興の拠点地域となることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

羽咋市の産業は、製造業や農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、区域に偏りなく広く中小企業の生産性向上を実現するため、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業や農林水産業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

しかしながら、近年設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄である。このため、本計画において対象とする業種は、再生可能エネルギー発電事業を除いた全業種とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電事業とは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」第9条第1項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」(同法第2条第3項第1号から6号に規定する全ての「再生可能エネルギー源」を含む。)を指す。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画では、地場産業の人材確保と地域経済の活性化を図ることを目標としているため、市内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 市税を滞納している者は、対象としない。